

吹田市空家等対策協議会会則の改正

1 改正理由

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の一部が改正され、引用条項の条ずれが生じたことから、会則の一部を改正するものです。

2 改正内容

吹田市空家等対策協議会会則(令和元年8月8日施行)の一部を、以下のとおり改正します。

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この会則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第3項の規定に基づき、吹田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この会則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第3項の規定に基づき、吹田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

(協議会) 第8条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
--

吹田市空家等対策協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第3項の規定に基づき、吹田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（関係者の出席等）

第2条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見、説明及び必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第3条 会議は、原則公開する。ただし、公開・公表により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めた場合は、協議会に諮り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。なお、会議の傍聴に関する取扱い基準は別に定める。

（会議録等）

第4条 会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載する。

2 会議終了後の速やかに議事要旨等を作成し、発言者氏名を含め、会議資料とともに公表する。公表に関して第3条第1項ただし書の規定を準用する。

（補則）

第5条 本会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この会則は、令和元年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月13日から施行する。